

第22回 市民まちづくり連続講座 in 明石

「コロナ後の社会」へ 新型コロナ感染症から何を学ぶか

新型コロナ感染症の世界的なパンデミックによって、私たちの暮らしも社会的な活動も大きな制約を受けています。とくに4月以降は、地元明石でも感染者の相次ぐ確認や社会・経済活動の制約、外出自粛などによって、市民自治あかしも4月以降は活動を停止してきました。

6月に入って徐々に活動再開が始まり、私たちも慎重な検討を重ねたうえで、活動の再開を決めました。

まずは、ここ半世紀あまり続いてきた政治・経済・社会のあり方や暮らしの変化に大きな転換を迫られている「コロナ後の社会」とは何なのか？をみんなで考えたいと思います。新型コロナ感染症に翻弄されている「コロナ危機」が、私たちに迫っている課題をどうとらえるのか。身近な地域社会や地域経済、地方自治のあり方など、私たちが抱えている地域課題も交差させながら、討論したいと思います。

第22回市民まちづくり連続講座「新型コロナ感染症から何を学ぶか？」は、6月27日（土）午後1時30分からアスパ明石8階の市民活動支援センター（スペースAB）で開催します。多数の皆様のご参加をお待ちします。

また、7月以降は下記の通り、引き続き講座を計画していますので、ご予約ください。

第22回 市民まちづくり連続講座 in 明石

日時 2020年6月27日（土）午後1時30分～4時30分

会場 ウィズあかし8階 市民活動支援センター・スペースA&B（アスパ明石8階）

テーマ 討論集会「新型コロナ感染症から何を学ぶか？」

※資料代300円。事前申し込みは不要。どなたでも参加できます。当日会場にお越しください。

7月以降は先送りした講座のテーマを順次開催します。市民自治あかし総会は9月に延期します。

明石市役所の新庁舎建設計画は3月議会で基本計画案が承認され、今年度末（来年3月）までに詳細設計を発注するという「国の財政支援ありき」の無理なスケジュールで進められています。市民自治あかしは4月20日、泉房穂市長と大西洋一議長（当時）および議員全員に「コロナ対策を最優先して不要不急の新庁舎建設は見合わせるべきだ」との緊急要請書を提出しましたが、市はコロナ禍の真っ最中に設計業者の公募を行い、8月初めには契約を締結する予定で進めています。（裏面に緊急要請書の要旨を掲載）

7月の講座では、1月講座での議論以降半年間の経緯を踏まえて、コロナ禍で進む新庁舎問題を考えます。

市民自治あかしの定時総会は例年6月に開催していますが、今回はコロナ禍の関係で9月に先延ばしし、多くの市民の方々にも参加いただくトークサロン「草の根の市民自治を掘り起こそう」として皆で話し合う場にします。

市民まちづくり連続講座 in 明石 今後の講座開催計画

回	日時	テーマと内容	会場
23	7月26日(日)	コロナ禍でも、新庁舎の建設を進めるのか？	ウィズあかし8階
24	8月29日(土)	JR新幹線車両基地の建設計画はどうなった？	ウィズあかし8階
	9月26日(土)	トークサロン「草の根の市民自治を掘り起こそう」 (&総会)	ウィズあかし8階
25	10月に予定	SDGsって何？（新長期総合計画は先送りされたが…）	

住民投票条例は再び否決、10年超えて「違憲」状態

2回目の提案になった明石市の住民投票条例案は3月23日の本会議で、自民党真誠会（11人）と公明党（6人）の反対で、2015年12月に続き再度否決されました。総務常任委員会では共産党、フォーラム明石、維新の会、未来明石の4会派の賛成で可決しましたが、本会議では同じ構図ながら“逆転否決”になりました。これで、自治基本条例に定めた最も重要な「市民参画の手続き」がこれからも宙に浮くことになり、同条例の制定を定めた明石市の最高規範に反した“違憲状態”が10年を超えて続くこととなります。市長と議会の姿勢が問われます。

また、審議の過程では条例案の条項で賛否が分かれた「署名数要件」や「在住外国人の投票権付与」などにつ

いて、議員や会派はそれぞれの賛否の主張をするだけで、その根拠を議論することもなく、いきなり議員の数だけで賛否を決めてしまうという、相変わらず「討議不在の議会」という機能不全が露呈し、議会基本条例に定めた「討議機関」「合意形成機関」として機能していない問題点が明らかになりました。

市民自治あかしは引き続き、同条例の早期施行と議会機能の改善を粘り強く求めていきます。3月25日「住民投票条例の再度の否決に関する声明」を発表し、「無残な審議で再び否決された住民投票条例を真つ当な形で実現することへ向けて、さらなる展開を進めていきたいと決意します」と呼びかけました。

（声明文は、市民自治あかしのHPに掲載しています）

新型コロナウイルス感染症への対応で市長、市議会へ「緊急要請書」提出

市民自治あかしは4月20日、4月議会で明石市の新型コロナ感染症対策補正予算が可決された直後に、泉市長に面会して「緊急要請書」を提出しました。また、本会議の前に大西議長（当時）にも面会し、同様趣旨の緊急要請書を提出し、議員一人ひとりにも要請書を渡しました。要請の内容は2点です。

一つは、平常時の職員配置を非常事体制に切り替え、不要不急の業務を停止し、コロナ感染症対応にすべての職員と財政資金を投入すること。とくに、医療・保健現場、保育と教育の現場、食品や日用品の継続的流通の維持に努力している現場は、いずれも感染の脅威とたたかいつつながら懸命に社会的役割を果たしており、そうした現場には、官民を問わず人的、資金的、感染予防物資の支援の手を差し伸べること。

二つ目は、新庁舎建設計画の業務を一時停止し、その人的資源と予算をコロナ感染症対策に振り向けること。平時に策定された市庁舎建て替え事業は、もともと無理なスケジュールを承知で基本設計へ向けた作業に入っていますが、コロナ感染症の拡大と長期化の中で、建設業界も業務のやりくりで困難が生じる中で無理な業務を行っています。

このような非常時ともいえる大規模災害が続いている中で、「百年の大計」に基づき進めねばならない庁舎建て替え事業を進めるべきではないのは自明です。行政は、いま迫られている事業と業務にすべての力を注ぐべきです。促進決議をしている市議会とも協議して、速やかに事業の進捗の一時停止を断行すべきです。コロナ禍が終息した後は、新たな行政需要と財政課題が山積するはずですから、巨額の新規投資をいま進めることは控えるべきです。

（緊急要請書の全文は、市民自治あかしのHPをご覧ください）

これでいいのか！コロナ対応予算の使い方

「新型コロナウイルス感染症対策」として、いま湯水のごとく税金が投入されています。国会も自治体議会の多くも、経済活動の自粛要請や外出自粛で生じている経営困難や暮らしの窮迫に対して、惜しげもなく投入される巨額の税金にもろ手を挙げて賛成し、さらなる追加給付を求めています。

でも、本当にそれでいいのでしょうか？

当然救済すべき零細事業者や困窮生活者への給付支援は、速やかに執行する必要はあります。でも、すでに報

道されているように、巨額の補正予算の中には「便乗予算」や「政治的ばらまき」「中抜き無駄遣い」が山のように行われています。明石市も例外ではありません。70歳以上の高齢者全員等に1万円の商品券（総額8億円超）を配ることが、コロナ対策で本当に必要だったのでしょうか？

巨額の借金や基金（市の貯金）を使い果たした後、コロナが一段落すればその穴埋めに“大増税”が待っています。こうした懸念に国会も市議会もほとんど焦点を当てていません。感染拡大の第2波、第3波への懸念とともに、目を向けたいものです。**（HP参照ください）**